

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査を受けましょう



平成30年3月23日 第142号
一 発行一
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL 35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

こんなときは **必ず14日以内** に国保の窓口へ届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	1. 同じ世帯の国保加入者の保険証 2. 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード (入国の目的により他の書類が必要になることもあります)
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき ※1	転出する人の保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	職場の健康保険に加入したとき	はんこ (スタンプ式は不可)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	マイナンバー がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	※2
	外国籍の人がやめるとき	
その	市内で住所が変わったとき(転居)	転居する人全員分の保険証 (転居にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や氏名が変わったとき (世帯主変更、氏名変更)	変更があった人の保険証 (世帯主に関わる変更があった場合、全員分の国保保険証)
	世帯を分けたり、一緒にしたとき (世帯分離、世帯合併)	変更があった人の保険証 (世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき(再発行)	汚れたり破れたりして使えなくなった保険証
他	修学のため、市外に住所を定めるとき (学該当)	右面「学保険証とは？」参照
	学保険証を使用していた人が 学生でなくなったとき(学非該当)	
	学保険証を使用している人の住所に変更があったとき	

- ※1 卒業後、就職のため3月中に転出する方は、3月末まで学生扱いとなりますので、学保険証の申請も併せて行ってください。はんこ・保険証・マイナンバーがわかるもの・学生証または卒業証書が必要となります。
- ※2 申請者が本人あるいは同一世帯の家族で、保険証の交付を窓口で受ける場合は申請者の本人確認書類(顔写真入りの身分証明書)が必要です。本人確認書類がない場合、あるいは申請者が家族以外の代理人である場合は、翌日郵送にて保険証を交付します。代理人が届け出する場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要になります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

学 保険証とは?

国民健康保険は住所地の市区町村で加入することが原則ですが、大学・高校などの学校へ就学するため、五所川原市以外の市区町村に転出する場合は、特例として五所川原市の保険証をもったまま転出することができます。その場合、「学生用被保険者証(学保険証)」が交付されます。

学保険証が交付された場合は、転出先での国民健康保険加入の手続きは不要です。また、国民健康保険税はこれまでと同様、五所川原市の世帯に課税されるため、転出先では課税されません。

※「大学・高校など」とは、学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学 新規該当・更新

新規に交付を希望するとき、または更新の手続きのとき(学保険証は、毎年更新の手続きが必要です)には次のものをお持ちください。

届出に必要なもの

- ・在学証明書(更新の方は新年度の在学証明書が必要となります。)
- ・親元の被保険者証
- ・学保険証(更新の方に限り、有効期限が平成30年3月31日までのもの)
- ・はんこ(スタンプ式は不可)
- ・マイナンバーがわかるもの



記載内容の変更

学保険証の内容が変更になったときには手続きが必要です。

- ・引っ越しをして、住所が変わったとき
- ・(実家の)世帯主が変わったとき
- ・氏名が変わったとき など



届出に必要なもの

- ・保険証
- ・はんこ(スタンプ式は不可)

学 保険証をやめるとき

卒業や中退などで、学生の身分を失った時は手続きが必要です。

届出に必要なもの

- ① 学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書、退学証明書など)
 - ② 学保険証
 - ③ はんこ(スタンプ式は不可)
 - ※ 他の保険に加入し、国保をやめる際には
 - ④ 新しい保険証または資格取得連絡票
- また、①の場合は、現住所地での国民健康保険取得の手続きの併せてお願いします。



平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

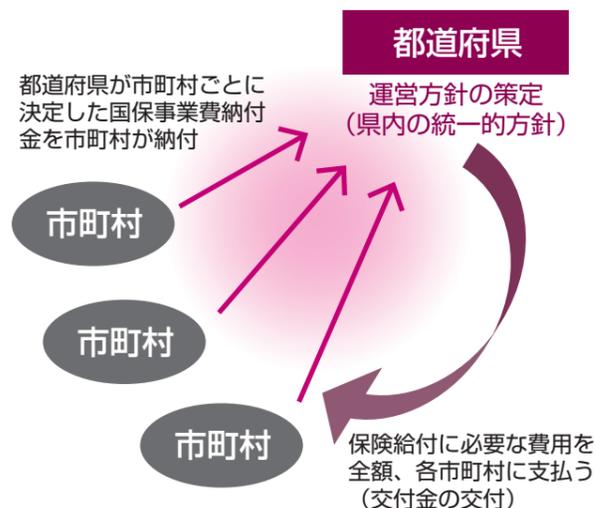
都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。）
- ▶ 平成30年度以降の一律更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険制度の見直しによる効果

効果① 都道府県内での保険料負担の公平な支え合い

- 都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は市町村ごとの標準保険料率を提示し、市町村間で比較できるようになります。
- 市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

効果② サービス拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

乳幼児医療費給付制度について

平成30年4月診療分から所得制限を撤廃します!

五所川原市に住所を有し、健康保険に加入されている0～6歳（小学校入学前）までのお子さんの医療費を助成する制度です。

現在、受給要件の所得制限により資格が非該当の方も助成の対象になります。

※他の医療費給付制度の対象者を除く。

★ 新たに助成の対象となる方は申請手続きが必要です ★

下記の必要なものをお持ちのうえ、国保年金課⑥窓口または各総合支所窓口までお越しください。

- 申請が必要な方には別途通知を送付しております。
- 現在該当している方は、引き続きお手元の乳幼児医療費受給資格証をお使いください。

必要なもの

- ・ お子さんの健康保険証
- ・ はんこ（スタンプ式は不可）
- ・ 保護者名義の通帳
- ・ マイナンバーがわかるもの



★ 助成方法 ★

県内の医療機関を受診する場合

現物給付（医療機関窓口での自己負担はありません）
受診時に毎回保険証と受給資格証を提示してください
※国保以外の健康保険に加入されている方は、入院時、限度額適用認定証の提示が必要です。
未提示の場合は現物給付されず、償還払いとなります。

県外の医療機関または接骨院等を受診する場合

償還払い（医療機関窓口での自己負担があります）
支払後、国保年金課へ申請することで後日給付されます。（必要なもの…医療機関が発行した領収書原本、印鑑（スタンプ式は不可）、お子さんの保険証）

☆お子さんの保険証や住所・氏名・振込先口座などに変更があった場合は届出が必要です。
☆検診・予防接種・薬の容器代など保険適用外の費用は対象外です。